

おもいやり消費普及啓発事業に係る委託事業者募集要領

1 趣旨

環境や人、地域等をおもいやる消費活動である「おもいやり消費」について、県民への普及・促進を図るため、教育・啓発イベントを実施することとし、事業をより効果的に行うため、次のとおり企画提案を募集する。

2 業務の概要

(1) 業務名

おもいやり消費普及啓発イベント

(2) 委託業務の内容

別添「おもいやり消費普及啓発イベントに係る業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）に定める業務。

(3) 委託料上限額

4,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 参加申込資格

次の各号に掲げる全ての要件を満たす者を企画提案の参加者とする。

(1) 令和2～4年度愛媛県競争入札参加資格者名簿（製造の請負等）に登録されていること。若しくは契約締結までに登録される見込みであること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) 企画提案書の受付期間中において、愛媛県から入札参加資格停止を受けていないこと。

(4) 愛媛県内に事業所（本社、支社、営業所等）を有すること。

(5) 企画提案書の受付期間中において、会社更生法に基づく更正手続き開始の申し立て、民事再生法に基づく民事再生手続き開始の申し立て及び破産法に基づく破産手続き開始申し立てがなされていないこと。

(6) 企画提案書の提出期限の日前6月間において、振り出した手形又は小切手が不渡りとなり、銀行当座取引を停止されていないこと。

(7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者ではないこと。

(8) 国や地方自治体等からの事業受託実績を有するものであること。

(9) その他、県消費生活センターとの協議に柔軟、真摯に対応できること。

4 企画提案について

(1) 参加申し込み

参加を希望する者は、令和4年5月20日（金）午後5時15分までに、参加申込書（様式1）及び誓約書（様式2）をメール又はFAXで提出すること。

なお、送付後、到達を確認するため、提出先まで電話をすること。

参加の可否については、申込者にメールで通知する。

(2) 質問及び回答

本事業に関する質問等がある場合は、令和4年5月20日（金）午後5時15分までに、質問書（様式3）をメール又はFAXで提出すること。

なお、送付後、到達を確認するため、提出先まで電話をすること。

質問に対する回答は、参加申込者全員に対してメールで行う。ただし、質問および回答の内容が、質問者の提案の具体的な内容にかかわるものは、質問者に対してのみ回答を行う。

(3) 企画提案の提出

① 提出書類及び部数

- | | |
|--------------------|----|
| ・ 企画提案提出書（様式4） | 1部 |
| ・ 企画提案書（A4判・カラー刷り） | 6部 |
| ・ 必要経費見積書（A4判） | 1部 |
| ・ 会社概要（既存のもので可） | 1部 |
| ・ 実績調書（様式不問） | 1部 |

② 企画提案書記載事項

- ・ 企画コンセプト
- ・ 実施体制及び作業スケジュール
- ・ 啓発イベントのプログラム及び実施方法
- ・ 広報チラシ及び啓発資料の見本
- ・ 広報宣伝の提案内容
- ・ その他特に提案する企画

③ 規格等

- ・ 原則としてA4版タテ、横書き、左綴り
- ・ ページ番号を付すこと

④ 提出期限等

- 提出期限 令和4年6月10日（金）午後5時15分必着
提出方法 郵送（必着）又は持参（平日の執務時間中）
提出場所 文末「9 問い合わせ先・提出先」のとおり

④ 提案辞退

企画提案書の提出後に提案を取り下げる場合は、審査委員会が開催される前日の午後5時までに「取り下げ願い書」（様式5）を郵送または持参により提出すること。

なお、参加申込書を提出した者が、企画提案書を期限までに提出しなかった場合は、参加を辞退したものとみなす。

5 企画提案書等作成・提出にあたっての注意事項

(1) 本募集要領に示した参加申込資格を満たさない者、提出期限に遅れた者及び提出資料に虚偽の記載をした者の提出した企画提案書は無効とする。

また、必要書類の提出がない場合は、参加申込資格がないものとみなす。

(2) 企画提案書には4（3）②の内容を盛り込むこと。

(3) 必要経費見積書の金額は、消費税及び地方消費税を含んだ金額とすること。

- (4) 実績調書には本事業と同規模のイベントの受託状況（実施時期、主催者、イベント概要等）を2件以上記載すること。
- (5) 企画提案書提出後の再提出及び差替えは、原則として認めない。ただし、県から書類の不足・不備の補完、内容確認のほか、必要に応じて追加資料の提出を依頼する場合がある。
- (5) 提出された書類は、理由のいかんを問わず返却しない。
- (6) 企画提案に要する費用は、全て応募者の負担とする。

6 審査及び選定

- (1) 選定にあたっては、令和4年6月中旬に、県が設置する審査委員会において提出された企画書及びプレゼンテーションにより審査を実施し、次の選考基準により評価を行い、合計点が最も高い業者を候補者として選定する。
審査委員会の実施方法は別途通知する。

【審査項目】

①基本的事項（15点）

- ・所要経費の明細が明らかとなっており、効果的な費用配分となっているか
- ・スケジュールが具体的で、適切に事業執行できる内容となっているか
- ・事業を適切・確実に実行できる体制が確保されているか

②企画提案事項（70点）

- ・企画コンセプトが、本事業の趣旨や目的に合致しているか
- ・イベントプログラムが、
 - (1) 独創性・アイデアを有し、集客が見込めるものとなっているか
 - (2) 一般県民（特に若い世代）の興味を引き、効果的に発信できるよう工夫されているか
 - (3) 本事業の趣旨を理解し、環境、人、地域の課題解決に向けた消費行動を促し、実践につながるものとなっているか

③広報宣伝（10点）

- ・広報宣伝内容は周知効果の高いものとなっているか

④その他の事項（5点）

- ・その他、特に評価する事項があるか

- (2) 審査結果は、企画提案書を提出した全ての者に対して書面により通知する。ただし、点数や順位を通知するものではない。

7 契約

選定された委託候補者と提出のあった企画提案を基に協議を行い、双方が合意に至った場合に契約を締結する。なお、協議等の結果に基づき、提案内容の一部を追加又は修正する場合がある。

協議が整わなかった場合は選定を取り消すとともに、次点者を委託候補者として協議を行うものとする。

8 スケジュール（予定）

5月13日（金）	企画提案募集開始
5月20日（金）	参加申込書提出締切・質問書提出締切
6月10日（金）	企画提案書提出締切
6月中旬	審査会（プレゼンテーション）開催、契約締結者決定
6月下旬	契約締結
11月12日（土）	イベント開催（エミフルMASAKI）
12月23日（金）	業務委託完了日

9 問合わせ先・提出先

〒791-8014

松山市山越町450番地

愛媛県消費生活センター 消費者啓発係

電話：089-926-2603 FAX：089-946-5539

E-mail：seikatu-center@pref.ehime.lg.jp